

第 6 2 号議案

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 年 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第51条第3項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第4号ア中「ヌ」を「ル」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。